

事務事業調査

作成日 H29.6.7

課(局・室・所)・係・担当者 農林水産課 水産係 和田

No - 6-1

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	4	市民が安心して暮らせる環境づくり	4	市域保全の充実	1	海岸の保全
	実施計画名		事務事業名			
	海岸保全対策整備事業		刈屋漁港海岸保全施設整備事業			

事業概要	刈屋漁港海岸は、昭和36年完成以来50年以上経過している護岸もあり、老朽化等により機能が低下しているため、施設の機能強化又は回復を進める必要がある。海岸保全施設整備事業に係る運用により、長寿命化計画の策定が補助事業の対象となるのは、平成30年度までとなっている。	対象	刈屋漁港海岸
		手段	漁港海岸施設の整備
		意図	海岸の保全、施設の延命化

活動指標、または成果指標		H27(実績)	H28	H29	H30	H31	H33	H37	H41
1	刈屋漁港海岸保全施設機能保全計画策定			1		実施設計			
2									
3									

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性	3	地域住民の安全を確保するものであり、妥当である。	3	33
	自治体関与の妥当性	5	市が管理する施設であり、市で維持管理することが妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	5	地域住民の安全の確保と施設の延命化を図るものであり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	3	防災事業等の市民生活の安全確保のための事業であり、有効である。	5	
	類似事業の存在	5		5	
	個別計画・政策との整合性	3		3	
効率性	実施主体の適正化	3	刈屋漁港海岸は市が管理する施設であるため、適正である。	3	
	受益者負担の適正化	3	国50%、県17%、市33%であり、適正である。	3	
	コスト効率	3	事業計画の見直しと経費縮減を図っており、概ね適正である。	3	

事業期間		平成 29 年度	～	平成 39 年度	会計種別	一般		予算種別	新規	臨時
予算費目	款	6	農林水産業費	項	3	水産業費	目	3	漁港建設費	
	細目	3	海岸保全施設整備事業費	細々目	3	機能保全計画策定費(補助)	交付税算入		有	公表

(単位:千円)

		総事業費	H27(決算)		H28(予算)		H29		H30		H31	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (H 年度 →H 年度)	計画策定委託料	22,000				計画策定委託料	22,000			実施設計委託料	5,000
		実施設計委託料	5,000									
		工事請負費	未定									
歳出合計		27,000	0		0		22,000		0		5,000	
財源内訳 / 割合	国庫支出金	13,500				50%	11,000			50%	2,500	
	県支出金	4,590				17%	3,740			17%	850	
	地方債	1,400								公共事業等債(90%)	1,400	
	その他											
	一般財源	7,510					7,260				250	
	歳入合計	27,000	0		0		22,000		0		5,000	

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署	
国庫支出金 農山漁村地域整備交付金・県支出金 漁港海岸保全施設整備事業補助金・山口県漁港漁場整備課	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

特記事項	(市民への説明責任などの状況) 施設の機能診断を行うことにより、計画的に改修ができるよう機能保全計画を策定し、施設の長寿命化を図り、更新コストの平準化・縮減を図る。
------	---

事務事業調書

作成日 H29.6.7

課(局・室・所)・係・担当者 農林水産課 水産係 和田

No - 6-2

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	4	市民が安心して暮らせる環境づくり	4	市域保全の充実	1	海岸の保全
	実施計画名		事務事業名			
	海岸保全対策整備事業		高泊漁港海岸保全施設整備事業			

事業概要	高泊漁港海岸は、昭和29年完成以来60年以上経過している護岸もあり、老朽化等により機能が低下しているため、施設の機能強化又は回復を進める必要がある。海岸保全施設整備事業に係る運用により、長寿命化計画の策定が補助事業の対象となるのは、平成30年度までとなっている。	対象	高泊漁港海岸
		手段	漁港海岸施設の整備
		意図	海岸の保全、施設の延命化

活動指標、または成果指標		H27(実績)	H28	H29	H30	H31	H33	H37	H41
1	高泊漁港海岸保全施設機能保全計画策定			1					
2									
3									

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性	3	地域住民の安全を確保するものであり、妥当である。	3	33
	自治体関与の妥当性	5	市が管理する施設であり、市で維持管理することが妥当である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	5	地域住民の安全の確保と施設の延命化を図るものであり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	3	防災事業等の市民生活の安全確保のための事業であり、有効である。	5	
	類似事業の存在	5		5	
	個別計画・政策との整合性	3		3	
効率性	実施主体の適正化	3	高泊漁港海岸は市が管理する施設であるため、適正である。	3	
	受益者負担の適正化	3	国50%、県17%、市33%であり、適正である。	3	
	コスト効率	3	事業計画の見直しと経費削減を図っており、概ね適正である。	3	

事業期間		平成 29 年度	～	平成 29 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時	
予算費目	款	6	農林水産業費	項	3	水産業費	目	3	漁港建設費	
	細目	3	海岸保全施設整備事業費	細々目	3	機能保全計画策定費(補助)	交付税算入		無	公表

(単位:千円)

		総事業費		H27(決算)		H28(予算)		H29		H30		H31	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (H 年度 →H 年度)							計画策定委託料	7,000				
	歳出合計	0	0	0	0	0	0	7,000	0	0	0	0	
財源内訳/割合	国庫支出金							50%	3,500				
	県支出金							17%	1,190				
	地方債	0											
	その他												
	一般財源								2,310				
	歳入合計	0	0	0	0	0	0	7,000	0	0	0	0	

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署

国庫支出金 農山漁村地域整備交付金・県支出金 漁港海岸保全施設整備事業補助金・山口県漁港漁場整備課

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項 (市民への説明責任などの状況)
施設の機能診断を行うことにより、計画的に改修ができるよう機能保全計画を策定し、施設の長寿命化を図り、更新コストの平準化・縮減を図る。

(概要書)

漁港海岸保全施設整備事業（刈屋漁港海岸）

1. 事業概要

山陽小野田市が管理する海岸保全施設の大半は、昭和30年代～50年代にかけて築造されたものであり、今後は老朽化した施設が急増することが想定される。予防保全を踏まえた適切な維持管理を推進していくため、海岸保全施設の損傷度の調査ならびに長寿命化計画の策定を行い、必要に応じ改修工事を行う。

2. 事業内容

機能診断、長寿命化計画の策定

3. 事業箇所及び事業主体

事業箇所：山口県山陽小野田市

漁港海岸名：刈屋漁港海岸

事業主体：山陽小野田市



4. 事業期間及び事業費

(1) 長寿命化計画の策定

総事業費：22百万円

事業期間：H29

H29年度事業費：22,000千円

(2) 改修工事

総事業費：未定

(刈屋漁港海岸)



(概要書)

漁港海岸保全施設整備事業（高泊漁港海岸）

1. 事業概要

山陽小野田市が管理する海岸保全施設の大半は、昭和30年代～50年代にかけて築造されたものであり、今後は老朽化した施設が急増することが想定される。予防保全を踏まえた適切な維持管理を推進していくため、海岸保全施設の損傷度の調査ならびに長寿命化計画の策定を行う。

2. 事業内容

機能診断、長寿命化計画の策定

3. 事業箇所及び事業主体

事業箇所：山口県山陽小野田市

漁港海岸名：高泊漁港海岸

事業主体：山陽小野田市

4. 事業期間及び事業費

総事業費：7百万円

事業期間：H29

H29年度事業費：7,000千円



(高泊漁港海岸)

長寿命化計画策定

1式



事務事業調書

作成日	H29.6.6
-----	---------

課(局・室・所)・係・担当者	学校教育課	学務係	三藤
----------------	-------	-----	----

No	-	7-1
----	---	-----

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	1	次世代育成支援の充実	3	子育て負担の軽減
	実施計画名			事務事業名		
	就園・就学助成事業			就学援助事業(小学校分)		

事業概要	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学援助費を支給する。就学援助事業の支給単価基準としている国の要保護児童生徒援助費補助金のうち、新入学児童生徒学用品費の単価が平成29年度から増額されたことに伴い、就学援助事業のうち新入学児童生徒学用品費の増額改定を行う。	対象	小学校に通う児童がいる家庭の保護者
		手段	所得要件等を審査し、就学援助費を支給する
		意図	保護者の経済的負担の軽減

活動指標、または成果指標		H27(実績)	H28	H29	H30	H31	※上段:目標 中段:実績 下段:達成率		
							H33	H37	H41
1	対象児童数	目標設定不可	目標設定不可	目標設定不可	目標設定不可	目標設定不可			
		828人							
2	周知回数(校長会1回、広報掲載1回、ホームページ1回、仮入学時に1回、更新案内1回)	5回	5回	5回	5回	5回			
		5回							
		100.0%							
3									

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性	5	義務教育段階の就学を援助する経済的支援であり、安心して子育てできる環境づくりを図るものであり、妥当である。	3	37
	自治体関与の妥当性	5	学校教育法第19条に規定されており、市が実施する必要があり、妥当である。	5	
	対象(受益者)の妥当性	5	国の基準に基づいており、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	5	学校教育法第19条に規定されており、市規則で義務付けられている。	5	
	類似事業の存在	5	存在しない。	5	
	個別計画・政策との整合性	5	就学支援の充実は、国が定めた「子供の貧困対策に関する大綱」の施策に合致する。	5	
効率性	実施主体の適正化	3	学校教育法第19条に規定されており、市が実施する必要があり、適正である。	3	
	受益者負担の適正化	3	援助事業であり、受益者負担は発生せず、適正である。	3	
	コスト効率	3	国の補助単価と同額であり、適正である。	3	

事業期間		平成 26以前 年度	~	平成 42以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	経常・臨時
予算費目	款	10	教育費	項	2	小学校費	目	2	教育振興費
	細目	1	小学校教育振興費	細々目	3	小学校教育振興費・扶助費	交付税算入		有 公表 する

(単位:千円)

		総事業費	H27(決算)		H28(予算)		H29		H30		H31	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (H 年度 →H 年度)		扶助費	16,600	扶助費	18,024	扶助費 // 増額分 (新入学児童学用品費)	18,020 2,697	扶助費	20,717	扶助費	20,717
	歳出合計	0		16,600		18,024		20,717		20,717		20,717
財源内訳/割合	国庫支出金			321		268		274		274		274
	県支出金											
	地方債											
	その他											
	一般財源			16,279		17,756		20,443		20,443		20,443
	歳入合計	0		16,600		18,024		20,717		20,717		20,717

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署	
国庫支出金: 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱【補助率1/2】	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
山陽小野田市児童生徒就学援助費支給規則 山陽小野田市特別支援教育就学奨励費支給規則	

特記事項	(市民への説明責任などの状況)
------	-----------------

事務事業調査

作成日 H29.6.6

課(局・室・所)・係・担当者 学校教育課 学務係 三藤

No - 7-2

実施体系	大項目(政策)		中項目(施策)			小項目(基本事業)			
	1	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	1	次世代育成支援の充実		3	子育て負担の軽減		
	実施計画名			事務事業名					
	就園・就学助成事業			就学援助事業(中学校分)					

事業概要	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学援助費を支給する。就学援助事業の支給単価基準としている国の要保護児童生徒援助費補助金のうち、新入学児童生徒学用品費の単価が平成29年度から増額されたことに伴い、就学援助事業のうち新入学児童生徒学用品費の増額改定を行う。		対象	中学校に通う生徒がいる家庭の保護者
			手段	所得要件等を審査し、就学援助費を支給する
			意図	保護者の経済的負担の軽減

活動指標、または成果指標		H27(実績)	H28	H29	H30	H31	H33	H37	H41
1	対象生徒数	目標設定不可	目標設定不可	目標設定不可	目標設定不可	目標設定不可			
		416人							
2	周知回数(校長会1回、広報掲載1回、ホームページ1回、仮入学時に1回、更新案内1回)	5回	5回	5回	5回	5回			
		5回							
		100.0%							
3									

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

視点	評価項目	評価	評価理由	企画課評価	評価点
妥当性	目的の妥当性	5	義務教育段階の就学を援助する経済的支援であり、安心して子育てできる環境づくりを図るものであり、妥当である。	3	37
	自治体関与の妥当性	5	学校教育法第19条に規定されており、市が実施する必要がある、妥当である。	5	
	対象(受益者)の妥当性	5	国の基準に基づいており、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	5	学校教育法第19条に規定されており、市規則で義務付けられている。	5	
	類似事業の存在	5	存在しない。	5	
	個別計画・政策との整合性	5	就学支援の充実は、国が定めた「子供の貧困対策に関する大綱」の施策に合致する。	5	
効率性	実施主体の適正化	3	学校教育法第19条に規定されており、市が実施する必要がある、適正である。	3	
	受益者負担の適正化	3	援助事業であり、受益者負担は発生せず、適正である。	3	
	コスト効率	3	国の補助単価と同額であり、適正である。	3	

事業期間		平成 26以前 年度	～	平成 42以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	経常・臨時
予算費目	款	10	教育費	項	3	中学校費	目	2	教育振興費
	細目	1	中学校教育振興費	細々目	3	中学校教育振興費・扶助費	交付税算入		有
								公表	する

(単位:千円)

		総事業費	H27(決算)		H28(予算)		H29		H30		H31	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (H 年度 →H 年度)		扶助費	19,667	扶助費	21,445	扶助費 // 増額分 (新入学生徒学用品費)	21,991 3,267	扶助費	25,258	扶助費	25,258
	歳出合計	0		19,667		21,445		25,258		25,258		25,258
財源内訳／割合	国庫支出金			588		561		539		539		539
	県支出金											
	地方債											
	その他											
	一般財源			19,079		20,884		24,719		24,719		24,719
	歳入合計	0		19,667		21,445		25,258		25,258		25,258

国庫支出金・県支出金の名称及び所管部署	
国庫支出金: 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱【補助率1/2】	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
山陽小野田市児童生徒就学援助費支給規則 山陽小野田市特別支援教育就学奨励費支給規則	

特記事項	(市民への説明責任などの状況)
------	-----------------

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	1	次世代育成支援の充実	3	子育て負担の軽減
	実施計画名		事務事業名			
1	就園・就学助成事業	2	小学校就学援助事業(生保・就学援助対象者分)			

事業概要	国の要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金事業が開始されたことにより本事業が始まったが、平成17年度から要保護者の就学援助費及び特別支援教育費を除き、国庫補助が廃止され地方交付税措置となった。	対象	小学校に通う子供のいる家庭の保護者
		手段	市で所得要件等の審査を行い、就学援助費を支払う
		意図	保護者の経済的負担の軽減を図り、学校への就学を支援する

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	扶助費	16,492,000	14,646,381
合計		16,492,000	14,646,381

歳入		予算現額(円)	決算額(円)	
財源内訳	国庫支出金	2.2%	250,000	321,700
	県支出金			
	地方債			
	その他			
一般財源	97.8%	16,242,000	14,324,681	
合計			16,492,000	14,646,381

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.2	1,153,699

交付税算入	有	会計種別	一般	経常
-------	---	------	----	----

活動指標、または成果指標		※上段:目標		中段:実績		下段:達成率	
		H25	H26	H27	目標達成度	H28(目標)	
1	申請人数/認定者数	904(人)	980(人)	980(人)	良い	目標設定不可	
		826(人)	880(人)	828(人)		3(回)	
		91.4%	89.8%	84.5%			
2	周知方法(広報掲載1回、校長会1回、仮入学時に新入学児童への周知1回)	3(回)	3(回)	3(回)	良い	3(回)	
		3(回)	3(回)	3(回)			
		100%	100%	100%			
3							

妥当性	目的の妥当性	妥当である	国の事業として全国的に行われている
	自治体関与の妥当性	妥当である	要保護者及び特別支援教育費は補助対象。その他は交付税措置
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	所得要件あり
有効性	目標達成度	達成している	受給率は約25%。広報や学校を通じて周知を図っている
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	
効率性	実施主体の適正化	適正である	市が主体として行う事業
	受益者負担の適正化	適正である	
	コスト効率	概ね適正である	要保護者及び特別支援教育費は補助対象(補助率約50%)

課題	保護者の経済的負担を軽減し、学校への就学を支援していくために、随時認定基準や支給額の見直しをしていく必要がある。平成25年8月から生活保護基準の見直しが行われたが、国の他の制度に影響を及ぼさないように配慮するという方針を受けて、基準額は据え置いている。	
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当	改善時期

特記事項	
------	--

平成27年度 事務事業評価シート 課・局・室・所(係) 学校教育課 学務係 No. 8

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	1	次世代育成支援の充実	3	子育て負担の軽減
	実施計画名			事務事業名		
1	就園・就学助成事業		8	小学校就学援助事業(生保・就学援助対象者分)(増額分)		

事業概要	就学援助費については、経常予算要求において平成26年度と同等額を要求しているところであるが、平成26年度は就学援助の認定者数が前年度に比し55人増加したこと及び消費税が上がった関係で学用品費の単価が増額されたことを受けて、12月議会で140万増額補正した。平成27年度についても、同様の予算を確保するため、増額分を臨時要求するものである。	対象	小学校に通う子供のいる家庭の保護者(所得要件を満たす者)
		手段	市で所得要件等の審査を行い、就学援助費を支払う
		意図	保護者の経済的負担の軽減を図り、学校への就学を支援する

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	扶助費	1,953,000	1,953,000
合計		1,953,000	1,953,000

歳入		予算現額(円)	決算額(円)
財源内訳	国庫支出金		
	県支出金		
	地方債		
	その他		
	一般財源	100.0%	1,953,000
合計		1,953,000	1,953,000

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	-	-

交付税算入	有	会計種別	一般	臨時
-------	---	------	----	----

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標、または成果指標		H25	H26	H27	目標達成度	H28(目標)
1	申請人数/認定者数			52(人)	良い	
				52(人)		
				100.0%		
2						
3						

妥当性	目的の妥当性	妥当である	国の事業として全国的に行われている
	自治体関与の妥当性	妥当である	
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	所得要件あり
有効性	目標達成度	達成している	受給率は約25%。広報や学校を通じて周知を図っている
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	
効率性	実施主体の適正化	適正である	市が主体として行う事業
	受益者負担の適正化	適正である	
	コスト効率	概ね適正である	



課題	就学援助は所得要件があるため、正確に受給人数を事前に把握することは難しい面がある。		
今後の方向性	事業の終了		改善時期

特記事項	
------	--

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	1	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	1	次世代育成支援の充実	3	子育て負担の軽減
	実施計画名			事務事業名		
1	就園・就学助成事業	3	中学校就学援助事業(生保・就学援助対象者分)			

事業概要	国の要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金事業が開始されたことにより本事業が始まったが、平成17年度から要保護者の就学援助費及び特別支援教育費を除き、国庫補助が廃止され地方交付税措置となった。	対象	中学校に通う子供のいる家庭の保護者
		手段	市で所得要件等の審査を行い、就学援助費を支払う
		意図	保護者の経済的負担の軽減を図り、学校への就学を支援する

歳出		予算現額(円)	決算額(円)
支出内訳	扶助費	21,445,000	19,666,182
合計		21,445,000	19,666,182

歳入		予算現額(円)	決算額(円)	
財源内訳	国庫支出金	3.0%	561,000	588,300
	県支出金			
	地方債			
	その他			
	一般財源	97.0%	20,884,000	19,077,882
合計			21,445,000	19,666,182

人件費概算	人工数(人役)	人件費(円)
	0.2	1,153,699

交付税算入	有	会計種別	一般	経常
-------	---	------	----	----

活動指標、または成果指標		H25		H26		H27		目標達成度	H28(目標)	
1	申請人数/認定者数	474(人)	458(人)	477(人)	良い	416(人)	2(回)		目標設定不可	
		442(人)	428(人)	87.2%						
		93.2%	93.4%							
2	周知方法(広報掲載1回、校長会1回)	2(回)	2(回)	2(回)	良い	2(回)	2(回)			
		2(回)	2(回)	100%						
		100%	100%							
3					良い					

妥当性	目的の妥当性	妥当である	国の事業として全国的に行われている
	自治体関与の妥当性	妥当である	要保護者及び特別支援教育費は補助対象。その他は交付税措置
	対象(受益者)の妥当性	妥当である	所得要件あり
有効性	目標達成度	達成している	受給率は約25%。広報や学校を通じて周知を図っている
	類似事業の存在	存在しない	
	上位施策への貢献度	貢献している	
効率性	実施主体の適正化	適正である	市が主体として行う事業
	受益者負担の適正化	適正である	
	コスト効率	概ね適正である	要保護者及び特別支援教育費は補助対象(補助率約50%)



課題	保護者の経済的負担を軽減し、学校への就学を支援していくために、随時認定基準や支給額の見直しをしていく必要がある。平成25年8月から生活保護基準の見直しが行われたが、国の他の制度に影響を及ぼさないように配慮するという方針を受けて、基準額は据え置いている。		
今後の方向性	計画どおり事業を進めることが適当	改善時期	

特記事項	
------	--

新入学児童生徒学用品費の引上げ

10款 教育費 2項 小学校費 2目 教育振興費 20節 扶助費 新入学児童学用品費

平成29年度 当初予算人数 (ア)	国の要保護児童援助費補助金予算単価(円)		新入学児童学用品費予算額(円)		補正額(円) (オ)-(エ)
	引上げ前 (イ)	引上げ後 (ウ)	引上げ前 (ア)×(イ)=(エ)	引上げ後 (ア)×(ウ)=(オ)	
134	20,470	→ 40,600	2,742,980	→ 5,440,400	2,697,000 (2,697,420)

10款 教育費 3項 中学校費 2目 教育振興費 20節 扶助費 新入学生徒学用品費

平成29年度 当初予算人数 (ア)	国の要保護生徒援助費補助金予算単価(円)		新入学生徒学用品費予算額(円)		補正額(円) (オ)-(エ)
	引上げ前 (イ)	引上げ後 (ウ)	引上げ前 (ア)×(イ)=(エ)	引上げ後 (ア)×(ウ)=(オ)	
137	23,550	→ 47,400	3,226,350	→ 6,493,800	3,267,000 (3,267,450)